

平成30年 1月23日(火)
 国土交通省関東地方整備局
 東京第一営繕事務所

記者発表資料

**「新宿税務署増築棟（H29）工事監理業務」
 について入札手続きを開始します。**

業務名称：新宿税務署増築棟（H29）工事監理業務

業務履行場所：東京都新宿区北新宿1-19-3

監理業務対象の主な建物の概要：

〔新館〕庁舎 増築一式
 構造 鉄筋コンクリート造3階建
 延べ面積 1,327㎡

〔本館〕庁舎 改修一式
 構造 鉄筋コンクリート造3階建
 延べ面積 2,751㎡

入札手続き開始：平成30年 1月23日(火)

申請書提出期限：平成30年 2月 2日(金)

入札期限：平成30年 3月 2日(金)

業務の履行期限：平成31年 2月14日(水)

対象工事名称：新宿税務署増築棟（17）建築その他工事

工事受注者・・・株式会社浅沼組

新宿税務署増築棟（17）電気設備その他工事

工事受注者・・・株式会社サンテック

新宿税務署増築棟（17）機械設備その他工事

工事受注者・・・株式会社精研

新宿税務署（17）エレベーター設備工事

工事受注者・・・日本エレベーター製造株式会社

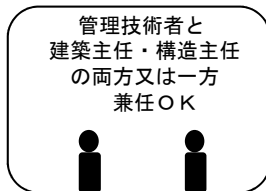
工事期間：平成29年10月21日から平成31年1月31日まで

【監理対象の工事概要】

新宿税務署における庁舎の建て替え工事（新館）、既存庁舎（本館）の耐震改修工事等、これら工事に伴う電気設備及び機械設備工事、新館のエレベーター設備の設置工事などです。

【競争参加資格要件の緩和】

- ・管理技術者は記載を求める建築分野・構造分野主任担当技術者の両方又は一方との兼任を認めています。
- ・記載を求める建築分野・構造分野主任担当技術者との兼任を認めています。また、記載を求める電気設備分野・機械設備分野主任担当技術者との兼任を認めています。
- ・各技術者の同種又は類似業務の実績は、民間施設の業務実績でも入札に参加が可能です。



※ 入札手続きの詳細内容は、入札情報サービスPPI <http://www.i-ppi.jp/> に記載しています。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、東京都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 東京第一営繕事務所
 〒169-0073 東京都新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎
 電話 03-3363-2694 FAX 03-3367-8796
 まつだ あやたけ
 技術課長 松田 彩兵

業務概要書

	業務件名 新宿税務署増築棟(H29)工事監理業務
業務概要	(1)業務履行場所 東京都新宿区北新宿1-19-3
	(2)業務種別 建築関係建設コンサルタント業務
	(3)当該業務の概要 <p>・関東地方整備局管内 新宿税務署増築棟(17)建築その他工事他3件 の工事監理業務</p> <p>1. 建物 【新館】庁舎 増築一式 【本館】庁舎 改修一式 構造: 鉄筋コンクリート造 地上3階建 (既存)構造: 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延べ面積: 1,327㎡ 延べ面積: 2,751㎡ 工事内容: 増築 工事内容: 耐震改修他</p> <p>【書庫棟】庁舎 改修一式 【別館・渡り廊下】庁舎 とりこわし一式 (既存)構造: 鉄骨造 地上2階建 (既存)構造: 鉄骨造 平屋建 延べ面積: 347㎡ 延べ面積: 249㎡ 工事内容: 内装改修 工事内容: とりこわし</p> <p>2. 外構 【新館】囲障、舗装、屋外排水、植栽、工作物(その他) 新設一式 囲障、植栽、工作物(その他) とりこわし一式</p> <p>3. 設備 【新館】電気設備 新設一式 【本館】【書庫棟】電気設備 改設一式 機械設備 新設一式 機械設備 改設一式 エレベーター設備 新設一式</p> <p>【対象工事】 新宿税務署増築棟(17)建築その他工事 新宿税務署増築棟(17)電気設備その他工事 新宿税務署増築棟(17)機械設備その他工事 新宿税務署(17)エレベーター設備工事</p>
	(4)契約方式 一般競争入札方式(総合評価落札方式(簡易型))
	(5)契約予定時期 平成30年3月
	(6)予定履行工期 平成31年2月14日
競争参加資格の考え方	(1)入札参加者に要求される資格 <p>① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>② 関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)</p> <p>③ 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>④ 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。</p> <p>⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</p> <p>⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。</p> <p>⑦ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>1)資本関係 (ア)親会社と子会社の関係にある場合 (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>2)人的関係 (ア)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>

競争参加資格の考え方	(2)競争参加資格確認申請者に関する要件	<p>① 次に示す本業務の対象となる工事の受注者及び当該工事に係る設計業務等の受託者又はそれらと資本若しくは人事面において関連のある建設コンサルタント業者でないこと。</p> <p>(i) 本業務の対象となる工事の受注者 新宿税務署増築棟(17)建築その他工事 (株)浅沼組 新宿税務署増築棟(17)電気設備その他工事 (株)サンテック 新宿税務署増築棟(17)機械設備その他工事 (株)精研 新宿税務署(17)エレベーター設備工事 日本エレベーター製造(株)</p> <p>(ii) (i)の工事に係る設計業務等の受託者 (株)松田平田設計</p> <p>② 本業務の主たる分担業務分野は、建築分野とする。主たる分担業務分野の再委託は認めない。</p> <p>③ 構造分野、電気設備分野、機械設備分野において、競争参加資格確認申請者又は再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所(以下、「協力事務所」という。)が、他の競争参加資格確認申請者の協力事務所となっていないこと。</p> <p>④ 再委託先である協力事務所が、関東地方整備局の建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格者である場合は、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。</p>
競争参加資格の考え方	(3)配置予定技術者に対する要件	<p>① 管理技術者及び主たる分担業務分野(建築分野)の主任担当技術者は、競争参加資格確認申請者の組織に所属していること。</p> <p>② 管理技術者は、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士であること。</p> <p>③ 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者(建築分野、構造分野、電気設備分野及び機械設備分野)は、それぞれ1名であること。</p> <p>④ 管理技術者は、記載を求める建築分野主任担当技術者、構造分野主任担当技術者の両方又は一方との兼任を認める。ただし、兼任した場合は管理技術者のみを評価するものとし、兼任するとした分担業務分野の主任担当技術者に関する評価点すべてを「0点」とする。なお、その他分担業務分野の主任担当技術者は兼任しないこと。</p> <p>⑤ 記載を求める建築分野主任担当技術者と構造分野主任担当技術者との兼任を認める。また、記載を求める電気設備分野主任担当技術者と機械設備分野主任担当技術者との兼任を認める。ただし、評価は評価点の高い分担業務分野の主任担当技術者のみとし、他の分担業務分野の主任担当技術者に関する評価点すべてを「0点」とする。なお、その他分担業務分野の主任担当技術者は兼任しないこと。</p> <p>⑥ 管理技術者及び各主任担当技術者は、次に示す同種又は類似業務について、平成19年4月1日以降、公告日までに完成した施設において実績を有さなければならない。ただし、電気設備分野主任担当技術者及び機械設備分野主任担当技術者に限っては(イ)構造は問わないものとする。</p> <p>(i)同種業務 次の(ア)から(ウ)の条件を満たす施設を対象とした工事監理業務または設計業務(実施設計のみでもよい)を含む工事監理業務のいずれかの業務(民間施設を対象とした業務実績も可とする)。 ただし、完成した新築又は増築建物を対象とした業務に限る。</p> <p>(ア)規模：新築又は増築部の延べ面積 500㎡以上 (イ)構造：RC造 又は SRC造、なお、CFT構造は、RC造又はSRC造と認めない。 (ウ)用途：庁舎、事務所または複合用途施設(1棟で庁舎または事務所の用途と認められる部分が(ア)の床面積以上ある建物) ※複合用途施設とは、1棟に複数の用途が含まれており、床や壁などで明確に区分されている施設をいう。当該用途部分の面積の算定に当たっては、共用部分の面積も含む。</p> <p>(ii)類似業務 次の(ア)の条件を満たす施設を対象とした工事監理業務、設計業務(実施設計のみでもよい)を含む工事監理業務または設計業務(実施設計のみでもよい)のいずれかの業務(民間施設を対象とした業務実績も可とする)。ただし、完成した新築又は増築建物を対象とした業務に限る。</p> <p>(ア)構造：RC造、SRC造 又は S造(CFT造を含む)</p>
総合評価に関する考え方	落札者の決定方法	指名された入札参加者は、「価格」及び「資格、技術力」、「業務の実施方針等」をもって入札し、予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
	業務の実施方針等	業務への取組体制、工事監理チームの特徴、工事監理上、特に重視する配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。
スケジュール		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札公告日 : 平成30年 1月23日 ・ 申請書及び資料の提出期限 : 平成30年 2月 2日 ・ 競争参加資格の確認結果の通知日 : 平成30年 2月22日 ・ 開札予定日 : 平成30年 3月 5日